

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月9日（火）、第3回の委員会が開かれました。

1 消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策に関する件

- ・自見国務大臣（消費者及び食品安全担当）、浜地厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）三谷英弘君（自民）、鈴木英敬君（自民）、吉田久美子君（公明）、大西健介君（立憲）、井坂信彦君（立憲）、石川香織君（立憲）、岬麻紀君（維教）、本村伸子君（共産）、鈴木義弘君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

三谷英弘君（自民）

- （1） 紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害
 - ア いわゆる健康食品に関するこれまでの消費者庁の注意喚起の内容
 - イ 機能性表示食品制度の役割・意義
 - ウ 小林製薬が健康被害を認識してから国への報告まで約2か月かかったことに対する法令違反の有無
 - エ 機能性表示食品の製造工程における品質管理の必要性
 - オ 小林製薬の相談窓口の電話が繋がらず、不安に思うことに対する消費者庁における情報発信の在り方
 - カ 適正製造規範（GMP）の導入など機能性表示食品の信頼性確保のための具体的な対応策
- （2） 公益通報者保護制度に関するアンケート調査結果から浮き彫りとなった課題

鈴木英敬君（自民）

- （1） 著名人、有名企業になりすました広告による詐欺事案
 - ア 消費者庁及び金融庁における現状認識、これまでの取組状況及び今後の対応方針
 - イ SNS型投資詐欺への対応強化に関して警察庁など関係省庁との連携の重要性に対する消費者庁の見解
 - ウ プロバイダー責任制限法改正による措置を含む総務省における対応状況
 - エ 「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の議論を踏まえた偽広告対策の抜本強化に向けた総務省の考え方
- （2） 政府関係機関の地方移転
 - ア 令和5年度政府関係機関の地方移転に関する総括的評価について全体の傾向、消費者庁の取組に対する評価及び今後の対応方針
 - イ 徳島県に設置された新未来創造戦略本部の成果と課題及び今後の展開についての自見国務大臣の見解
- （3） 紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害
 - ア 医療機関における対応マニュアル等を提供する必要性
 - イ リスクコミュニケーションの観点から、地方公共団体が入手した個人情報の取扱いについて公表範囲の統一化を図る必要性

吉田久美子君（公明）

- （1） 紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害

- ア 厚生労働省及び消費者庁が問題発生を認知してからの対応状況及び今後の取組方針
- イ 特定保健用食品、栄養機能食品及び機能性表示食品の各内容
- ウ 機能性表示食品の摂取を原因とする健康被害が発生した件数及び販売差止めになった件数
- エ 特定保健用食品で許可に至らなかった食品の特定成分が機能性表示食品として届出された件数
- オ 表示された機能性に科学的根拠が認められず届出が撤回されたものの有無
- カ 健康被害の疑いがある際の報告義務及び義務違反に対する罰則や第三者によるGMP認証など制度改正を含めた検討の必要性についての自見国務大臣の見解
- キ 小林製薬における相談窓口の体制拡充の必要性を踏まえた消費者庁及び厚生労働省の指導の在り方

大西健介君（立憲）

- (1) 不当寄附勧誘防止法の施行状況の検証に係る検討委員会設置の状況
- (2) 紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害
 - ア 機能性表示食品の事後チェック制度が機能しなかったことに対する責任についての自見国務大臣の認識
 - イ 機能性表示食品による健康被害の報告の法律による義務付け及び今国会での法制化に対する自見国務大臣の見解
 - ウ 機能性表示食品の製造においてGMP認証を法律で義務付けることに対する自見国務大臣の見解
 - エ 機能性表示食品の届出における確認方法
 - オ 科学的根拠の実質的な審査をしない機能性表示食品の届出制の限界に対する自見国務大臣の見解

井坂信彦君（立憲）

- 紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害
 - ア 機能性表示食品が規定された根拠法令
 - イ 食品の機能性表示について日本と米国以外で届出制を採用している国
 - ウ 機能性表示食品の届出情報における健康被害に関する記述内容の客観性の確認方法
 - エ 機能性表示食品による健康被害が生じた場合の商品名の公表に関する制度
 - オ 機能性表示食品の安全性試験の質の担保に関する消費者庁の見解
 - カ 機能性表示食品の安全確認ルールが世界一緩いとのかえに対する自見国務大臣の見解
 - キ 機能性表示食品による健康被害の報告の法律による義務付け及び今国会での法制化に対する自見国務大臣の見解
 - ク サプリメントの安全性に関する新しいルールの策定の必要性に対する自見国務大臣の見解

石川香織君（立憲）

- (1) 紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害
 - ア 風評被害対策等を含めた政府の問題への取組の状況
 - イ 機能性表示食品のデータベースの改善点と改善に向けた今後のスケジュール
 - ウ 機能性表示食品による健康被害の報告の法律による義務付け及び今国会での法制化に対する自見国務大臣の見解
- (2) インターネット広告
 - ア 景品表示法における行政処分と行政指導の判断基準
 - イ 広告の根拠となるリサーチ会社の調査の信頼性に関する消費者庁の認識
- (3) ゲノム編集技術応用食品

- ア 現在市場に流通している品目数
- イ 表示義務を課すことに関する自見国務大臣の見解

岬麻紀君（維教）

- (1) 食品ロス削減目標達成に向けた施策
 - ア 令和5年12月22日に取りまとめられた食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージを受けて消費者庁として取り組む具体的内容
 - イ フードバンクへの支援に関して、人手不足、運営費不足などの課題に対する認識及び解決策
 - ウ 食品ロス削減に貢献する側面を持つことも食堂の意義、抱える課題及び今後の在り方
 - エ 企業の食品ロス削減に向けた取組状況及び政府による支援内容
- (2) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションに関して、より多くの消費者が参加できる機会を提供すべきとの考えを踏まえた消費者庁の取組
- (3) 消費者教育
 - ア 消費者庁における現状の取組
 - イ 気づく、断る、相談するなどの消費者力を養うための効果的な方策
- (4) SNSをきっかけとした消費者トラブルへの対応に関する自見国務大臣の見解

本村伸子君（共産）

紅こうじを原料とするサプリメントによる健康被害

- ア 小林製薬の紅こうじ原料が卸された会社、販売された会社及び関連する会社の数
- イ 回収対象となっている「紅麴コレステヘルプ」、「ナイシヘルプ+コレステロール」及び「ナットウキナーゼさらさら粒GOLD」の販売時期及び販売数
- ウ 国立医薬品食品衛生研究所において、問題があると疑われる紅こうじ原料及び問題の発生した時期の現品を入手し分析していることの確認
- エ 原因究明は企業任せではなく国立医薬品食品衛生研究所はじめ第三者で行うべきであり、検出した全てのものを明らかにするべきとの考えに対する浜地厚生労働副大臣の見解
- オ 回収対象となっている3製品を摂取した無症状の方々に対して無料で血液検査と尿検査をすべきとの考えに対する浜地厚生労働副大臣の見解
- カ 届出制である機能性表示食品制度を内閣府令で定めたことについての自見国務大臣の認識
- キ 機能性表示食品の事後チェックの方法及び検査予算額の推移
- ク 毎年実施可能な検査規模
- ケ 届出制である機能性表示食品制度は廃止すべきとの考えに対する自見国務大臣の見解

鈴木義弘君（国民）

- (1) トラブルになりやすい契約については契約書の作成を義務付けるべきとの考えに対する自見国務大臣の見解
- (2) 消費生活相談員が相談対応に困難を感じる対応困難者について、対応を拒否できる明確な基準を示すべきとの考えに対する自見国務大臣の見解
- (3) 消費者庁が各省庁に対し消費生活相談から得た情報を伝達し、各省庁が対応した事例